

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷三十四第

行發日一月一十年一十和昭

論叢

地方稅賦課の方法……………

法學博士 神戸正雄

利子歩合の決定……………

文學博士 高田保馬

新國民主義の立場……………

經濟學博士 石川興二

時論

賣上稅を論ず……………

經濟學博士 沙見三郎

研究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念……………

經濟學士 中川與之助

貨幣經濟論的立場より見たる財產稅……………

經濟學士 中谷實

保險プールについて……………

經濟學士 佐波宣平

說苑

對支クレヂツトとしての英吉利輸出信用保證制……………

經濟學博士 小島昌太郎

米穀自治管理法の實施……………

經濟學博士 八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

貨幣經濟論的立場より見たる財産税

中 谷 實

第一序 言

租税は財政學のみより之れを研究する事が出来るが、同時に國民經濟全般よりの考察を之れに加へねば充分のものとは言ひ得ない。特に貨幣經濟的觀察が支配的となつてゐる現代經濟社會に於ては、租税を貨幣論的又は景氣論的立場より見直す事が絶対に必要である。今や我國に於ては「非常時財源としての財産税」が盛んに論議せられてゐるが、此の問題も單に狹義の戰時財政の見地より之れを取扱ふのみならず、更に廣義の戰時財政の立場即ち戰時經濟の立場より研究する必要がある。恰も英國における貨幣景氣論の權威たるケインズが其の著「貨幣論」の第二卷に掲載したる戰時財政觀は、フリツケの言ふが如くに確かに注目す可き所說である。蓋しケインズは、ケムブリッジ學派の巨擘として貨幣經濟學界の最高峰に位するのみならず、一九一九年には賠償問題議定の主席専門委員として世界的名聲を博し、更に Manchester Guardian Commercial 等に執筆して輿論の指導に任じてゐたものであり、「貨幣論」に見らるる彼の戰時財政觀は大戦後のあらゆる影響を経験して後の議論なれば、我々が耳を貸すに充分なるものと考へられるのである。而し

- 1) J. M. Keynes; A Treatise on Money Vol. II Chap. 30. (iii)
- 2) R. Fricke; Kriegsfinanzierung (Finanzarchiv, Band 3 Heft 4) S. 543
- 3) The Economic Consequence of the Peace 1919 を著してゐる。

て彼の戦時財政観は極めて短文にして彼の貨幣景氣理論の副産物に止まるものであるが、彼が戦時財政を圓滿に遂行する手段として財産税 Capital Levy を主張せる點は、我國現下の財産税制定問題を考慮するに當りこれを無視し得ないのである。故に本稿に於ては、主としてケインズに従ひ、更に此れを財政學的に布衍せるフリツケの説をも顧みつつ、戦時財源としての財産税の理論的根據を貨幣經濟論的立場より究めたいのである。

第二 ケインズに於ける問題の取扱方法

貨幣論景氣論の立場よりする唯一の戦時財政観は此れをケインズに於て求めねばならぬ。ケインズの議論は、此れを數字的に取扱ひしものではなく、此の點若干の不満を感じるものであるが、然し當時は必要なる統計が總て差押へられ之れを利用し得る途が存しなかつたのである故、我々は彼の理論的説明のみで満足せねばならぬのである。而も彼の理論は財政學的理論とは異り、専ら貨幣的景氣理論の上より課税による戦費の調達、特に財産税の必要性を強調せるものであるから、茲では先づ彼の理論の基礎的構造を簡單に述べねばならない。

ケインズは此の問題を取扱ふに際しても、節約と投資との二概念を以て景氣現象を説明せんとする所の彼の根本的方法によれる事は言ふ迄もない所である。即ち先づ、社會の總生産物は資本財（又は投資財）と消費財とに分たる可く、一定期間の社會の總生産物の生産費は同時に社會の各成員

の總所得となる。此の所得の一部分を以て消費財の購買に充てられ、所得の中節約されたる部分が資本財の購買即ち投資に向けられるのであるが、此の總所得の中で消費に向けられる部分と投資に向けられる部分との割合が、總生産費中資本財の生産費と消費財の生産費との割合に等しき場合には、少く共消費財の價格水準は其の生産費と等しく、生産の構造には何らの變化なくして經濟は均衡を維持するのである。⁴⁾ 然るに社會成員の總貨幣所得に若干の水増が行はれたる場合に生産の構造は如何になるか。此の場合に於ても、水増されたる總貨幣額中消費に向けられる部分と投資に向けられる部分との割合が、消費財の生産費と資本財の生産費との割合に等しき限りは、生産の構造は變化する事無く單に名目的價格の騰貴を示すに過ぎない。ケインズは斯かる場合を所得インフレイション、Income Inflation と言ふのである。⁵⁾ 反之、水増されたる購買力が企業家のみに附加せられたならば、此の場合に總貨幣支出中消費に向けられる部分と投資に向けられる部分との割合は、最早や消費財の生産費と資本財の生産費との割合に等しからず、資本財の相對價格騰貴従つて資本財產業の利益増大を生じ、延いては資本財產業の勃興を來して生産の構造に變化を齎らすのである。而して此の事は、總貨幣所得に水増のなされざる場合に、消費が減退し節約が増加する時にも等しく起り得るのである。偕て右の如くに企業家に附加的購買力を與へるのは主として金利の低下によりて行はれるのであるが、其の結果生産の構造に變化を來すに至れば、資本財產業の企業家が異常の過剩利潤を獲るのみならず、資本財部門に於ける價格騰貴

4) Keynes; *ibid.* Vol. I p. 134

5) *ibid.* p. 155, p. 277, p. 282, p. 289

が消費財部門に傳播するに至れば、消費財産業の企業家も亦異常なる過剰利潤を獲る事となる。斯かる場合にケインズは、之れを利潤インフレーション、Profit Inflationと呼ぶのである。⁶⁾

右はケインズに於ける根本的方法論にして、ケインズは、右に假定せし如く節約されしものが必ずしも投資されないが故に、銀行政策を以て此れが調節をなす可き事を論じてゐるのである。⁷⁾勿論ケインズの理論構成には幾多の缺陷あるを免がれないのであるが、茲では單に、彼が戦時財政を論ずる場合にも亦此の方法に基いて論述せる事のみを述べるに止めたいのである。

第三 戦時財政における根本問題

戦争が勃發するや、否それより以前に、開戦國が其の資源の少なからざる部分を軍需産業に轉用せねばならぬ事は、今更言ふ迄もなき所である。殊に現今の戦争の如く、數年の長きに互り一國の生命を賭して戦はねばならぬ場合には、平時に於て蓄積せられたる軍備のみを以てしては到底其の目的を達し得ない事は火を見るよりも明らかである。⁸⁾ 斯かる際に國民に勤儉貯蓄を奨勵し所謂 moral support を要求するのみで果して所要の資源が軍需産業に向け得られるであらうか。ケインズが戦時の如き生産構造の大轉換を必要とする場合に、國民が自發的に節約せし部分のみを軍需産業に向けるのでは、到底開戦を決意する事すら不可能と見るのは誠に當然の事柄である。即ち彼は、何らかの形式によりて購買力を強制的に移轉し此れを所要産業に投資す可き事を絶對

6) *ibid.* p. 155, p. 282, p. 349

7) *ibid.* p. 183

8) Fricke; a. a. O. S. 547

的に必要と考ふるものにして、換言すれば、何らかの強制手段によりて國民の消費を節減し斯くして生ぜし餘剰資源をば戦争の爲めに利用せしめんとするのである。更に具體的に言へば、所得の大部分を消費に向くる所の勞働者及び俸給利子生活者の階級の實質所得を減少せしめねばならぬのである。⁹⁾斯くて、戦時に於ては消費し得可き社會的生産物が急激に減少せざるを得ぬ以上、フリツケも亦生産物と所得との均衡維持の爲めに、國民の實質を伴はぬ外見的所得 *Scheineinkommen* を除去せねばらぬ事を主張するのである。¹⁰⁾蓋し斯くする事によりてのみ戦争終了後正常的經濟循環への移行が圓滑に行はれ得るが爲である。

而して右の如き強制的なる消費節減の爲めに更に外見的所得の除去の爲めには、購買力の強制移轉が必要であるが、此れには常に何らかの社會的なる摩擦攪亂を伴ひ易きものであり、此の摩擦攪亂を出來得る限り少からしむる事こそ先づ解決す可き根本的なる必要條件である。

第四 問題解決の諸方策と其の批判

右の如く、購買力の強制移轉を行ひ以て均衡を保ちつつ生産構造の變革を招來する爲めには如何なる方策に依る可きか。單に購買力を政府に與へると云ふのみならば、已に過去に於て屢々用ひられたるが如くに、政府が必要なるだけの不換紙幣を發行し以て國民より其の購買力を取上げると云ふ方法がある。然し乍ら此の方法は國民經濟に餘りに大なる攪亂を惹起するものなるが故

9) Keynes; *ibid.* Vol. II p. 171
10) Fricke; a. a. O. S. 548

に茲に問題とするだけの價值を有しない。従つてケインズも亦此の方法を考慮の外に置き、次の三種の方策を擧げてゐる。

(イ) 諸價格(特に消費財價格)を變化せしめずして貨幣賃銀を低減する事。

(ロ) 諸價格をば貨幣賃銀よりも一層高く騰貴せしめ、以て實質賃銀を減少する事。

(ハ) 生産諸因子即ち總ゆる階級の収入に課税する事。¹¹⁾

今右の三方策を比較考量するに、最後の方策即ち總ゆる階級の収入に課税する事は前二方策よりも直接的にして且純正主義者より推奨せられるが故に、ケインズは先づ此の方策より批判を試みてゐるのである。¹²⁾ 即ち此の方策は、自發的なる節約額以上に必要な投資額を課税によりて直接政府に徴収するものなるが故に最も直接的なる可く、更に總ゆる階級に均しく消費節減を強制するものなれば公正なる方法と見られ得るのである。而もフリツケの所謂外見的所得の除去と云ふ點よりも亦最も勝れたる方策と云ひ得るであらう。

然し乍ら此の方法には幾多の缺點を伴ふものにして、ケインズも亦次の如き諸缺點を擧げてゐるのである。即ち先づ、此の方策の下に於ては總ゆる階級に一般に課税せらるるを要す可く、従つて貧者も亦課税を免がれ得ないのである。例へば戰時中の英國の所得税に於て見らるるが如く、免税點を引下ぐると共に税率を高め、此れを極端に迄推し進めねばならぬであらう。¹²⁾ 若し然らずして比較的富者の所得にのみ課税する事となれば、其れは單に富者の過剰消費を制限する事とな

11) *ibid.* p. 172 12) *ibid.*

12) 汐見三郎；各國所得税制論，24頁—26頁

るのみにして、戦時に於ては全く其の目的を達し得ないであらう。而も課税を貧者に迄推し及ばすとするならば、其處には困難なる政治問題を惹起するに至る可く、社會的摩擦攪亂は此の方法を執り得ざらしめるのである。

然らば(イ)及び(ロ)に擧げたる方策に就ては如何？ 何れの方策によるも結果は同じく間接的ではあるが、此れを行ふ上に於ける社會的摩擦の相異及び其他の理由より、ケインズは寧ろ(ロ)に掲げたる方策を選ぶのである。¹³⁾

即ち先づ此等二つの方策を見るに、何れに據る場合にも労働者は其の消費を強制的に制限せられて、企業家の手許に異常なる利潤の獲得せられる事已に前述の(第二節)如くである。従つて斯かる場合に所得税、超過所得税 super tax 又は過剰利潤税 excess profits tax 等の諸税か又は公債によりて、企業家の懐に入りし異常利潤を政府に取上ぐれば即ちよく其の目的を達し得るのである。

然し乍ら今此の二方法を仔細に觀察するならば、其の實行上に於て(ロ)の方策の方が遙かに勝れるものにして、次の如き諸理由が擧げられる。

即ち(イ)に擧げたる諸價格を變化せしめずして貨幣貨銀を低減する方策を採る時には、餘りにも明瞭に貧しき労働者に課税する事となるが故に(ハ)の方策の場合と同じく政治上心理上より猛烈なる反對あるを免れ得ない。又更に利子生活者に就て見ても、彼等の利子契約は相當固定的にして

13) Keynes; *ibid.* pp. 173-4

之れを變更する事は困難であり、従つて利子生活者の消費を制限し得ざるは勿論外見的所得をも除去し得ないである。

然るに(ロ)に擧げたる所の諸價格をば貨幣賃銀よりも一層高く騰貴せしむる方策を執れば如何？此の場合には、勞働者は假令實質賃銀が低下しても所謂貨幣錯覺によりて殆んど反對の聲を擧げず、従つて政治的困難が少い上に尙次の如き有利なる諸點を認め得るのである。即ち此の場合にも所謂利潤インフレーションを起して企業家の懐に異常利潤を抱かせ得るのみならず、此の方策によりてのみ諸方面に散在せる生産的資源を軍需産業に速やかに且大規模に轉用せしめ得るのである。蓋し軍需産業に對して意のままに信用使用能力を與ふるならば、此の部門にのみ所謂所得インフレーションを起すが故に、容易に他の産業部門より資本と勞力とを吸引し得るが故である。而も企業家の異常利潤を政府に取上げるならば、外見的所得を除去し得ると共に下層階級を徒らに苦しめざる事となるものにして、フリツケが、戰時財政の重要な一手段として特に統制的インフレーションを強調せる所以も茲に存するのである。¹⁴⁾

要するに戰時の財政經濟策としては、消費を強制的に節減せしむると共に外見的所得を除去する事が必要であるが、其の前提として先づ企業家の利潤を高める事即ちケインズの所謂利潤インフレーションを惹起する事が絶對的に必要にして、所得インフレーションは生産的資源の轉換又は再分配の爲めにのみ許さる可きものと考へられるのである。¹⁵⁾

14) Fricke; a.a. O. 583

15) Keynes; ibid. p. 174

然らば右の如くにして企業家の懐に抱かれたる異常利潤と言ふ獲物は如何なる方法によりて此れを政府の手に移す可きか。茲に公債か租税かの問題延いては財産税の可否の問題が提起せられるのである。

第五 公債か租税か—財産税の必要性

以上によりて明らかなるが如く、戦時に於ける財政々策としては、先づ企業家に異常利潤を抱かせるが爲めにインフレーション政策を行ひ、然る後此の企業家利潤を政府の手に移す事、換言すれば企業家をして政府の取立代理人たらしむる事が必要である。斯くて此の目的を達するが爲めに公債によるか租税¹⁶⁾によるかと言ふ事が問題となるのであるが、此の點に關しては、ケインズは勿論の事フリツケも亦、租税の重要性を強調し、特に財産税の必要なる所以を述べてゐるのである。

先づケインズに就て見るに、彼は將來に於ける公債償還能力と言ふ事を別問題としても、尙公債よりも寧ろ租税に依る可き事を推賞してゐるのである。蓋し企業家の獲たる異常利潤を以て公債を購入せしむる事とするならば、成程一時は購買力を政府の手に移す事ともなるが、然し企業家は將來の國民所得に對して請求權を保有する事となるものにして、彼は現在の獲物を失ふ代りに將來の獲物を確保せられる事となる。而も斯かる事柄はケインズによれば一の vice にして決

16) Fricke; a. a. O. S. 560 以下

して virtue では無いのである。惟ふに労働者の實質賃銀を低下して企業家の懐に異常利潤を抱かせる事は、其れ自體決して公正なる事柄ではない。然し乍ら戦争と言ふ大事の前には労働者の實質賃銀を低下すると云ふ事も亦寧ろ virtue と考へられねばならぬ。而して此の事が virtue である限り、企業家の懐にある異常利潤と云ふ獲物を租税によりて其の儘政府の手に納める事こそ却て virtue なのである。¹⁷⁾ 蓋し此れによりて労働者及び企業家に均等に負擔が課せられし事となるが故である。故に此の公正の觀點より、ケインズは公債よりも寧ろ租税を推賞するのである。更に等しく租税による場合に於ても、各種所得税の増徴と云ふ事のみでは、右の企業家の異常利潤が充分取上げられざると共に更に財政需要をも充分に満足し難き懼ある故、茲に各種租税と並びて財産税課徴の必要を説くのである。¹⁸⁾

次にフリツケは此の問題に如何に答へるか。彼はケインズの貨幣經濟論的前提を其の儘繼承して統制インフレーションを勸奨し、ケインズと等しく物價騰貴によりて企業家の手許に集積せられたる異常利潤を政府に取上ぐる事を主張するものであるが、此の問題に關しては、最初より戦時財源としてイ(過去に蓄積されたる軍備口)附加的所得税ハ(公債政策及びニ)公私の財産課税の四種を掲げ、其の各々に就て比較検討を試みてゐるのである。¹⁹⁾ 然し乍ら茲にその詳細を述べる事は不必要に問題の範圍を超える事となるが故に、只目下の問題に關する點のみを簡単に述べるに止めたい。

17) Keynes; *ibid.* Vol. II p. 174

18) *ibid.* pp. 174-5

19) Fricke; *a. a. O. S.* 547. S. 548. S. 553. S. 555 S. 560 S. 583;

20) *a. a. O. S.* 547

先づ公債による戦時財源の調達に就て見るに、此れによりては前述の外見的所見が除去されざるは勿論、其の發行にも一定の限度が存するものにして、公債の濫發の爲めに國家信用を害し貨幣本位の基礎を危くするが如き場合には、到底此の政策を繼續し得るものでは無い。²⁰⁾又附加的な所得課税は成程一應は外見的所得を除去するに役立つが、而も此れにも一定の限度が存するものである。即ち附加的所得課税によりて充分なる財政収入を擧げ得るが爲めには、戦時危急の際にも尙巨大なる利潤を擧げ得るが如き企業が多數に存するを要す可く、²¹⁾而も戦時に經濟統制及び價格統制等が行はるる場合には此れに充分なる期待を掛け得ないのが普通である。²²⁾斯くて公債による財源調達にも附加的所得課税による企業利潤の徴收にも一定の限度が存するものとすれば、²³⁾残されたる方策は財産課税以外に之れを求め得ないのである。

勿論財産課税を行ふ場合には、生産資本を壓迫して國民經濟的生産力を減退せしむるものと考へらるるが故に、此の點に多大の缺點を包藏するものである。然し乍ら生産資本の破壊と言ふ事は公債による戦時財源調達の場合にも起り得るものにして、戦争と云ふ大事の爲めには避け得ざる犠牲であるとも考へられるのである。故にフリツケが公債支辨策を検討せるに當つても、戦時公債の増發の爲めに國民經濟的實質的財産が増加するが如き事又は精々減少せざるが如き場合は例へば植民地戦争の如き特殊の場合の外は殆んど考へ得られず、普通は此れによりて國民經濟的實質的財産が破壊せられる事を主張するのである。²⁴⁾即ち、公債の増發そのものの爲めに國民の名

21) a. a. O. S. 548

22) a. a. O. SS. 556-7

23) a. a. O. S. 549

24) a. a. O. SS. 556-560

目的財産は減少しないでもあらうが、公債によりて調達せられたる資金を以て武器・彈丸等を生産する以上は、其等は戰場に於て煙と化すべきものなるが故に、公債によりてそれだけ國民經濟の實質的資本が破壊せられたものと言ふのである。

斯くて何れの方策を執るにしても若干の缺點を免れ得ないものとするならば、他の諸方策に比してより、適時により、直接的に企業家の異常利潤を徴收し同時に充分なる戰時財源を提供する所の財産税は、少く共「非常時財源」として存在の妥當性を認められねばならないのである。

以上の如く、貨幣論景氣論の立場より財産税の存在理由が説明せられ得るのであるが、然らば歐洲大戰に際して交戦各國の執つた財政政策の實績は如何であつたか。此れを回顧する事も亦興味深い事柄である。

第六 大戰に於ける財政々策の實績

右の如き戰時財政理論の立場より、大戰中における交戦各國の財政政策を見るに、何れの國に於ても幾多の誤謬と試練を経來つた跡が見られるのである。

先づ英國に就いて見るに、例へば一九一五年に商務局長ランシマン Runciman がなしたる演説に於ては、當時諸物價の騰貴せるに對して賃銀の引上げを提議してゐるのであるが、同時に一般の輿論としては、諸物價を低落せしむると共に消費は無統制に放任す可き事が主張せられてゐる

のである。²⁵⁾ 然るに諸物價の騰貴と共に賃銀を引上げるならば、折角企業家の下に蓄積せられたる利潤を再分配する事によりてケインズの所謂所得インフレーションとなすものであり、租税によりて政府に取上ぐ可き企業家の異常利潤が無くなると共に、假令消費し得可き社會的生産物が減少せしめられたとしても、此れに應ずる爲めに外見的所得を除去する事が出来ないであらう。又物價を低落せしむる事も等しく國民の消費節減を強制し得ざるものにして、前述の貨幣論的戰時財政觀よりすれば、共に誤れる主張なる事が明らかである。又大戰中に於て、英國は超過所得、財産所得、勤勞所得等に對して一齊に稅率を高めしと共に(一九一四年の財政法)免稅點の引下げ稅率の引上げ(一九一五年及び一九一六年)を行つたのである。²⁶⁾ 然し乍ら此れを以ても尙充分に企業家の懷より利潤を徵收し盡し以て國民の消費節減を強制し得るに足らず、ケインズも明らかに、少く共一九一九年に他種の租税と共に資本課税即ち財産税の行はれなかつた事を非常に遺憾としてゐるのである。²⁷⁾ 従つて大戰終了後企業家の手許に多額に保有せられし公債が、貨幣價値の騰貴と相俟つて、益々英國民の咽喉を扼する様になつた原因も、ケインズに言はすれば全く戰時における財政々策の失敗即ち財産税の制定せられなかつた事に歸せられるのである。²⁸⁾

然らば他の歐洲諸國に於ける實績は如何であつたか。其處では、企業家達が彼等の異常利潤と云ふ獲物をば英國の企業家よりも遙かに多額に保有してゐたのである。従つて右に述べたる戰時財政理論よりすれば、英國の財政々策より遙かに劣つてゐると言ひ得可く、²⁹⁾ 殊に獨逸の如きは戰

26) 汐見三郎；前掲書

27) Fricke は、keynes の云ふ如くに 1919 年に資本課税が行はれたとしても、尙已に時期が遅過ぎる事を主張してゐる。Fricke; a. a. O. S. 560

28) Keynes; ibid. pp. 174-5

29) ibid.

30) Fricke; a. a. O.

争末期に財産課税 (Reichsnotopfer) を行つたのであるが、最初や此れを以ては拾收し能はざる状態に立至つてゐたのである。³¹⁾ 然るに運命の皮肉と言はうか。此等の諸國に於ては、極度の貨幣價值の下落の爲めに、企業家の抱き居たる獲物は殆んど無價值となつて、稍や勝れたる英國の財政々策よりも却てよき結果を齎らしたのである。

斯くてケインズは謂ふ。「過度なる弊害は直ちに矯正せられるが、然らざる場合には却て閑却せられて禍根を將來に残すものである」と。³¹⁾

第七 結 言

以上私は、ケインズ及びフリツケの所論を手懸りとして、貨幣經濟論又は貨幣的景氣論の立場より戦時財政策を検討し特に財産税の必要なる所以を明かにした。蓋し、貨幣的景氣論に據つたのは、一つには財政學固有の文獻に於ても財産税の理論的根據を論ぜしものが無かつた事と、他方には貨幣的景氣理論が均衡理論を前提とする爲めに、此れによつて、戦争の動亂に際しても尙出來得る限り經濟攪亂を避け同時に戦後正常なる經濟循環に圓滑に移行し得可き戦時財源調達策を求めんとせしに他ならぬのである。今之れを要約すれば次の如く言ひ得るのである。

即ち、戦時に於ては一國の生産資源の少からざる部分を軍需産業に集中せねばならぬのであるが、それには國民の自發的節約のみに頼り得ざるものにして強制的なる消費節減が必要であり、

31) Keynes; *ibid.* p. 175

更に消費し得可き社會的生産物の減少に應じて所謂外見的所得を除去する事が必要である。而も最も賢明なる方法は、低金利による統制的なるインフレイションを起し、企業家に異常利潤を獲せしめたる後に諸種の課税によりて此れを政府の手に移す可き事である。殊に此の目的を充分に貫徹する爲めに、更に心理的政治的の反對を避け且充分なる財政調達を圖る爲めには、財産税の併用こそ不可缺の事となるのである。

勿論戰時財政の調達を課税のみに頼ると言ふ事が如何に不可能不合理なるかと言ふ事は、今更謂ふを要せざる所である。而も現今における戰爭の特徴より、相當の増税によりても尙公債が後世に禍根を残す事が英國の實績によりて知られるならば、茲に述べたる戰時財政觀も亦用ひ得ざる譯では無い。従つて財産税の如きものも、或は國民經濟上より生産力を減殺するものと考へられ或は租税制度上より重複課税として排斥せられ様とも、少く共戰時財政の爲めの最後の切札として其の存在を主張し得るのである。